第　　号　（整理番号）

令和　　年　　月　　日

□□□ □□□□

殿

税務署長　　印

令和　　年分所得税及び復興特別所得税の　更　正　通知書
加算税の賦課決定

令和　　年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正

この結果、この通知により 新たに納付すべき / 減少する 税額は、下の表の太い枠内のようになります。

区分			Ⓐ 更正前の額	Ⓑ 更正後の額	Ⓒ 増減（△印）差額（Ⓑ－Ⓐ）
所得金額	所得	①	円	円	
	所得	②			
	所得	③			
	所得	④			
	計（総所得）	⑤			円
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除	⑥			
	生命保険料 地震保険料 控除	⑦			
	寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者 控除	⑧			
	配偶者（特別）控除	⑨			
	扶養控除	⑩			
	基礎控除	⑪			
	⑥から⑪までの計	⑫			
	雑損 医療費（特例）控除	⑬			
	寄附金控除	⑭			
	所得控除額の計	⑮			
課税される所得金額（⑤－⑮）		⑯			
⑯に対する税額		⑰			
所得税額から差し引かれる金額		⑱			
		⑲			
		⑳			
差引所得税額（⑰－⑱－⑲－⑳）（引ききれないときは0）		㉑			
災害減免額		㉒			
再差引所得税額（㉑－㉒）		㉓			
令和6年分特別税額控除		㉔			
再々差引所得税額（基準所得税額）（㉓－㉔）		㉕			
復興特別所得税額（㉕×2.1％）		㉖			
所得税及び復興特別所得税の額（㉕＋㉖）		㉗			
源泉徴収税額		㉘			
申告納税額（㉗－㉘）		㉙			円
予定納税額	第1期	㉚			
	第2期	㉛			
差引納付すべき税額又は減少する税額（㉙－㉚－㉛）（△印）		㉜			
加算税	加算税の基礎となる税額	㉝			加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が㉟欄に移記してあります。
	加算税の割合	㉞	％	％	
	加算税の額（㉝×㉞）	㉟	円	円	円

○　納付すべき税額は、　　年　　月　　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

また、本税（上記㉜の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

本表の二の二

07.3

（　）枚のうち（　）枚目

【納付すべき税額がある方】

納 付 場 所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※　コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 （注）	×	期間（日数） 確定申告期限の翌日から完納の日まで	＝	延滞税の額 100円未満の端数切捨て

３６５

（注）　令和３年１月１日以降の期間に対応する延滞税の割合

①　納期限の翌日から２月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合＋１%」のいずれか低い割合

②　納期限の翌日から２月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年１%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和２年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

○　新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

○　次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

①　期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から１年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して１年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）

②　期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※　更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から１年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して１月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から１年以内の期間に限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から６月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から１年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※　既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。